4　一万四千九十四円九十四銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九〇三七〇三二八〇三を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

160,000円－14,094円94銭×｛当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額／賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数｝

0.019037032803

（特別調整交付金の額）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）

ロ　施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

⑴及び⑵に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）並びに⑶及び⑷に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）の合算額

⑴～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及び二に掲げる額を控除した額

イ　当該市町村に係る第四条第一項第一号イ⑴から⑾までに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあっては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数を乗じて得た額（ハ及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。）を控除した額）

（当該市町村に係る算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数）×（当該都道府県に係る国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下この項において「交付金等省令」という。）第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第九条第六項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第九条第七項第一号に掲げる数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）×（前期高齢者交付金按分調整係数）

ロ～ニ　（略）

二・三　（略）

2～6　（略）

4　一万四千四十七円七十一銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九五七二八五五二七五を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

160,000円－14,047円71銭×｛当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額／賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数｝

0.019572855275

（特別調整交付金の額）

第六条　算定政令第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）

ロ　施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

次に掲げる額の合算額

⑴～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及び二に掲げる額を控除した額

イ　当該市町村に係る第四条第一項第一号イ⑴から⑾までに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあっては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数を乗じて得た額（ハ及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。）を控除した額）

（当該市町村に係る算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数）×（当該都道府県に係る国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下この項において「交付金等省令」という。）第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）×（（当該市町村に係る算定政令第九条第六項第一号に掲げる数）＋（当該市町村に係る算定政令第九条第七項第一号に掲げる数））×（前期高齢者交付金按分調整係数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）

ロ～ニ　（略）

二・三　（略）

2～6　（略）